

# 指定 管理者の 指定

## 社会福祉協議会に決定



平成31年2月4日から2月15日まで申請書の受付を行い、4団体の申請があり2月21日選定委員会を開催し、各団体に対する書類審査及びヒアリングを実施して、総合的な評価の結果社会福祉協議会を候補者として選定しました。

《全員賛成で可決》

### ヒアリングは

### 選定メンバーは

**問**

どのようなヒアリングを行いましたか。

**答**

総務課長 応募の動機や経営方針等を具体的に聞き経理処理のチェック方法などとともに災害発生時の具体的な対応策などです。

**問**

選定委員会のメンバーは、誰ですか。

**答**

総務課長 副村長を長として課長級5名です。

施設	指定管理者	指定期間	結果
北部第一 北部第二 北部第三 南部第一 南部第二 学童保育所	榛東村社会福祉協議会 会長 善養寺徳男	平成31年4月から 平成34年3月まで	全員賛成



榛東村のおいしい水

# 条例 制定

現行					改正案				
種別	用途	基本料金		超過料金 (1立方メートルあたり)	種別	用途	基本料金		超過料金 (1立方メートルあたり)
		使用水量	料金				使用水量	料金	
専用給水装置	一般用 (一般地域)	10立方メートルまで	1080円	162円	専用給水装置	一般用 (一般地域)	10立方メートルまで	1100円	165円
	一般用 (旧滝沢簡易水道受益者)	10立方メートルまで	972円			10立方メートルまで	990円		
	臨時用	10立方メートルまで	2592円			10立方メートルまで	2640円		

現行		改正案	
開設時間	→	開設時間	
午前8時～午後7時まで	→	午前7時30分～午後7時まで	

現行		改正案	
世帯全員の住民票	→	世帯全員の住民票	
1件につき 400円	→	1件につき 300円	

消費税10%に対応  
水道料金の改正

消費税引き上げに伴う料金等の改正を行う。

《全員賛成で可決》

榛東村学童保育所の  
設置及び管理に関する  
条例の一部改正

長期休業中の学童保育所の開設を村長が必要と認めるとき午前7時30分から開所できる。

《全員賛成で可決》

榛東村手数料条例の  
一部改正

住民票の手数料減額。

《全員賛成で可決》